

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
給 与 所 得 控 除	申込者又は同居者で給与所得がある人	1人につき10万円 ※給与所得の合計額が10万円未満の場合は、当該合計額を控除。
公 的 年 金 等 に 係 る 雑 所 得 控 除	申込者又は同居者で公的年金等に係る雑所得がある人	1人につき10万円 ※公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は、当該合計額を控除。
同 居 親 族 控 除	申込家族のうち申込み者以外の人	1人につき38万円
扶 養 親 族 控 除	申込家族の中には入っていないが、申込家族の所得税法上の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき38万円
老 人 扶 養 親 族 控 除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満70歳以上の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき10万円
特 定 扶 養 親 族 控 除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満16歳以上23歳未満の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき25万円
障 が い 者 控 除 (特別障がい者控除)	申込者又は同居親族・扶養親族控除対象者で精神又は身体に障がいがあり、手帳の交付を受けている人 (精神又は身体に重度の障がいがある人:身体障がい1・2級、精神障がい1級)	1人につき27万円 (1人につき40万円)
寡 婦 控 除	ひとり親控除に該当しない人で、次のいずれかに該当する人 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象外) ①夫と離婚したのち婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別したのち婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除
ひ と り 親 控 除	婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のすべてに該当する人 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人 ②生計を一にする子がいる人 (この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る) ③合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から35万円を限度に控除